# 長期信用銀行の消滅と金融債の発行停止

n 将隆

#### 1 消滅した長期信用銀行

間は金融債の発行を続けるが、 普通銀行への転換によって貸し出し自由度が拡大することである。普通銀行に転換すれば、 信銀が普通銀行へ転換する最大の効用は、 である。個人が長信銀に預金口座を新たに開設するには、金融債口座を持っていることが条件となっている。長 る理由は、まず、 いる金融債の発行については、 し出しに際して担保を取る原則もなくなり、個人向け無担保融資にも取り組みやすくなる。長信銀に認められて おぞら銀行 預金口座開設に際して長信銀に課せられている規制を排除し個人預金の獲得を容易にするため (旧日本債券信用銀行) 次節で検討していくように、 特例措置によって一〇年間、 は、この四月から普通銀行へ転換することになった。 個人預金口座開設を受け付ける際の制約が無くなることである。 金融債の発行は一〇年を待たずして停止されると予 認められている。 あおぞら銀行は特例措置で暫くの 期間六ヶ月を超す貸 普通銀行へ転換す

銀行は解散して第一勧業銀行・富士銀行と共に、 業銀行・富士銀行と共に金融持ち株会社「みずほホールディング」を設立した。二〇〇二年四月には あおぞら銀行に先立って他の長期信用銀行も普通銀行へ転換した。日本興業銀行は、二〇〇〇年九月、 みずほ銀行と「みずほコーポレート銀行」に再編成し普通銀行 日本 第一勧

| 転換した。また、新生銀行(旧日本長期信用銀行)も、二〇〇四年四月、普通銀行へ転換した。

には、 ことになった。 金を調達し、 れ、ここに長期信用銀行三行が形を整える 不動産銀行(日本債券信用銀行)が設立さ 長期信用銀行に再編成された。 本興業銀行、それに日本勧業銀行の一部が 九五二年に長期信用銀行法が制定され、 銀行が戦後に再編成されたものである。 に、長期信用銀行は戦前に設立された特殊 の大きな特徴であった。図表1でみるよう 相まって、長期信用銀行は日本の金融 振り返ってみると、 名実共に消滅することになったのである。 から完全に消滅し、 によって、 長期信用銀行は金融債の発行によって資 あおぞら銀行が普通銀行へ転換すること 朝鮮銀行の残余財産を活用して日本 長期信用銀行は 五年物金融債の発行は長信銀 長短金融分離の原則と 長短金融分離の原則も 日本の金融市場 九五 七年 制度 Н

図表1 長期信用銀行の成立と消滅

明治30(1897)	日本勧業銀行の設立 (7月)
35(1902)	日本興業銀行の設立 (3月)
(1911)	韓国銀行が朝鮮銀行法(日本法)に基づく特殊銀行として朝鮮銀行と
	改称
昭和25(1950)	特殊銀行であった日本興業銀行、日本勧業銀行、北海道拓殖銀行が普
	通銀行に転換 (5月)
27(1952)	長期信用銀行法の制定(12月)
	日本興業銀行は普通銀行から長期信用銀行に再転換
	日本勧業銀行の一部を引き継ぐ形で「日本長期信用銀行」が新設
32 (1957)	朝鮮銀行の残余資産を活用し、日本不動産銀行設立(長期信用銀行3
	行が形を整える) (4月)
52 (1977)	日本不動産銀行が「日本債券信用銀行」に改称(10月)
平成10(1998)	・日本長期信用銀行の破綻と一時国有化(10月)
	・日本債券信用銀行の破綻と一時国有化(特別公的管理)開始。上場
	廃止(12月)
12 (2000)	・一時国有化された日本債券信用銀行が再民営化
	・日本長期信用銀行が「新生銀行」として発足(6月)
	・日本興業銀行は第一勧業銀行、富士銀行と共に金融持ち株会社「み
	ずほホールディング」を設立(9月)
13 (2001)	日本債券信用銀行の行名を「あおぞら銀行」に変更(1月)
14 (2002)	日本興業銀行の解散:日本興業銀行は第一勧業銀行・富士銀行と共に、
	みずほ銀行と「みずほコーポレート銀行」に再編成 (4月)
16 (2004)	・新生銀行 普通銀行に転換 (4月)
	・全国銀行協会:「長期信用銀行」というグループ分けを廃止
18 (2006)	あおぞら銀行(旧日本債券信用銀行) 普通銀行に転換(4月)

の特権となり、長短金融分離の原則を支えてきたのである。長短金融分離の原則は、 銀証分離、 信託分離と並ん

長期信用銀行が普通銀行へ転換することによって、全国銀行協会は「長期信用銀行」というグループ分けを廃 戦後金融行政の根幹を形成してきたのである。

止した。日本の金融制度の地図は大きく塗り替えられたのである。

### 2 金融債の発行停止と発行残高の減少

権であった。この特権は、長信銀が普通銀行へ転換しても一○年間、特例措置によって金融債を継続して発行す ることが認められている。ところが、 長信銀は金融債を発行して資金調達を行ってきた。五年物金融債の発行は普通銀行には許されない長信銀の特 一〇年を待たずして金融債の発行停止が続いている。

れまで、金融債の中でも中核的地位を占め、また、長期プライムレートは日本興業銀行が発行する金融債の利回 は二〇〇七年三月まで、 て、企業向け金融債の新規発行を二〇〇六年三月から停止した。個人向け金融債についても店頭販売分について りと連動していた。旧興銀の金融債発行停止によって金融債発行残高は近い将来に急減し、同時に、長期プライ みずほ銀行 (旧日本興業銀行) は、まず、二○○三年九月から金融債の現物販売を取止めることにした。続い(²) 財形貯蓄分については二〇一二年三月をもって発行を停止する。旧興銀の金融債は、こ(3)

と利付金融債「リッチョウー」の発行を停止した。個人向け金融債の発行に代えて五年物定期預金商品や投資信 を停止した。続いて、二〇〇四年一〇月、個人からの資金調達の中核となっている割引金融債 みずほ銀行に先立って新生銀行 (旧日本長期信用銀行) は、まず、みずほ銀行と同じくして金融債の現物販売 「ワリチョウー」

ムレートの形骸化が一段と進むことになる。

金融債 託などの品揃えを拡大することにしたのである。 に再投資するワイドや財形貯蓄商品、 ただし、 満期まで利子を

している。 る。 あおぞら銀行は普通銀行転換後も金融債の発行を続けることになっ 法人向け募集債は残すことに 7

されることになろう。 販売の取止めにより、 金融債 の販売は銀行による保護預かり方式に一 本化 る。

しかし、

金融債

0

現物販売は二〇〇三年四

月から取

止

め てい

る。

現物

発行を停止している。 認められているが、 九月下旬以降に売り出す割引金融債、 長信銀以外に農林中金や商工中金など政府系金融機関も金融債の発行が これら発券機関も相次いで金融債の現物販売を取止 商工中金は金融債の現物販売を取止め、 利付金融債については、 二〇〇三年 購入者に券 め

る<sup>7</sup>

金

融

債の発行停止、

また、

現物販売の停止によって金融債の発行額

発

利付農林債

「リツノー」、

利子一括払の利付農林債

|リツノーワイド」であ

五年

発行を取止めた。発行が中止される金融債は割引農林債「ワリノー」、

中金は個人向けに発行している金融債

「農林債券」を二〇〇六年三月から

また、

農林

面

[を渡さず金融機関が保管する保護預かり方式に一本化した。

行残高・売買高は急減してい

る。

図表2をみると、

発行額は一

九九八年の

図表 2 金融債発行額の減少と現存額の推移

(単位:億円)

	発行額	償還額	増減		割引	債	利作	付債
				現存額	割引債	割引債	利付債	利付債
	a	b	(a-b)		発行額	現存額	発行額	現存額
1998年	233,051	336,418	△ 103,367	569,077	144,555	139,002	88,496	430,075
1999年	245,173	247,588	△ 2,415	566,662	128,240	125,845	116,932	440,817
2000年	209,798	279,528	△ 69,730	496,932	123,418	121,450	86,379	375,481
2001年	186,978	238,383	△ 51,405	445,527	102,776	100,151	84,202	345,375
2002年	129,916	203,748	△ 73,832	371,694	64,756	61,774	65,159	309,919
2003年	96,933	158,968	△ 62,035	309,659	42,140	40,821	54,793	268,838
2004年	81,677	115,663	△ 33,986	275,672	31,973	30,594	49,703	245,078
2005年	84,549	102,243	△ 17,693	257,979	28,022	26,727	56,526	231,251

(出所) 日本証券業協会調べ。償還額は満期償還・定時償還・買入消却の合計

る。 債の発行額は、 訳をみると、 れほど減少していない。ところが、残高は半減している。これは、 きく上回っている。 ||三兆円から二〇〇五年には八兆円と約三分の一にまで減少した。 また、 他の金融債発券銀行も一〇年の経過措置を待つことなく金融債の発行を停止、 割引債は発行額・償還額のいずれも同じペースで減少しているが、 今後、 これは満期償還や定時償還に加えて買入消却が行われているからである。 急減すると思われる。 みずほ銀行が今年度から企業向け金融債の発行を停止するからであ 利付債の買入消却によるものであろう。 償還額の推移をみると、 利付債の発行額は現時点ではそ もしくは減額するもの 償還額が発行額を大 発行額や残高 利付 の内

度の充実や格付け・ 品を開発することが可能になり、 理会社の設置や開示規制 債は発行者の負担を軽減するため様々の便宜を特別に与えられていた。社債権者保護のための制度である社債管 いをすることが不可能となったからである。 信銀が享受してきた特権は、一九九四年一〇月に失われた。すなわち、この時点から普通銀行は五年物の金 かった。 融債発行のメリットが消失したからである。長らくの間、 と思われる。 では、どうして一〇年の経過措置を待つことなく金融債は消え行く金融商品となったのだろうか。 |融商品の開発を禁止されていた。 金融債は、今日では、消え行く金融商品となったのである。 非上場であるため決算時に含み損を計上する必要も無かったのである。 アナリストの定着 の適用が法律上、 一九九九年には普通銀行の社債発行が解禁されたからである。 金融債の発行による資金調達は長信銀の特権であった。加えて、 商品性の前提となる規制や市場の仕組みが変質し、 要求されなかった。 金融債の発行は長信銀の特権であり、 また、 財務上の特約条項も慣行上、付されていな ところが、これまで長 金融債だけ特別の扱 普通銀行は五年 同時に、 第一に、 開 融商 示 金 制

金融債発行のデメリットが拡大したからである。冒頭で触れた事だが、 長信銀には預金獲得に規制が

特別の需要もなくなる。 座を持っていることが前提条件となってい 設けられ 規制や市場の仕組みが整えられてきた。 金の合計金額の三〇倍までとなっているが、 てい また、 る。 すなわち、 金融債の現物販売停止により、 他方、 金融債発券銀行が個人預金の獲得に乗り出して預金口座を創設する場合、 銀行社債にはメリットがある。金融債には発行限度額が設けられ自己資本と準備 金融債が消え行く金融商品となったのは、 る。 銀行社債には発行限度額は 個 現物販売による匿名性・無記名性がなくなれば金融債に対する 人預金を獲得し顧客のすそ野を広げるには、 無い。 また、 金融債発行のメリットを消失 社債権者を保護するため この点が大きな障 金 融 債口

## 3 なぜ長短金融分離の原則は撤廃されたか

してデメリットが拡大した結果である。

れてきたのであった。では、 融債の発行によって長信銀は資金を安定的に調達し、 なぜ戦後金融行政の根幹を形成していた長短金融分離の原則は撤廃されたのであろ 長短金融分離の金融行政は金融債発行によって維持さ

うか。

格差の推移をみてみよう。 系とは戦後金融政策の基調であった人為的低金利政策下における金利決定方式である。 決定されていたのである。 長期金利と短期金利は連動し、 各種金利の決定は市場金利を反映して決定されるのではなく、 第一に、 規制金利体系が崩壊して金利バランスが崩壊したからである。よく知られているように、 五年物貸付信託予想配当率は五年物利付金融債の応募者利回りと同一であるから、こ 長短金利のバランスが維持されてきたことを確認するため、 各種の金利は右上がりのイールドカーブを描き、長短金利はバランスを維持、 バランスを維持しつつ人為的に決定されてい 図表3によって長短金利 規制金利体系の下では、 規制金利体 して た。

回丰 3 銀行党期預会と5年物会副商具の利同り較美

凶表 3 銀行	正期預金と5年年	勿金融商品の利回	り戦産
金利改定時点	銀行定期預金	貸付信託配当率	B-A
(昭和)	2ヵ年 (A)	5 年物 (B)	Б-А
50. 11現在	7.0	8.32	1.32
52. 5	6.0	7.52	1.52
7		7.32	1.32
8	$\downarrow$	7.02	1.02
9	5 <b>.</b> 5	6.72	1.22
53. 4	4.75	6.22	1.47
54. 5	5.5	6.82	1.32
8	6.25	7.32	1.07
55 <b>.</b> 2	↓	7.92	1.67
3	7.25	8.62	1.37
4	8.0		0.62
12	7.25	7.92	0.67
56. 4	6.5		1.42
5		7.62	1.12
11	$\downarrow$	8.02	1.52
57. 1	6.0	7.72	1.72
4		7.52	1.52
9		8.02	2.02
58. 1		7.72	1.72
2	↓	7.52	1.52

「長期プライムレート論争の論理と実現| (出所) 拙稿 ナル』1983年11月号

縮

苏

して

いるも

Ō

の、

右上が、

ŋ

0

1

ル

ド

五五年中頃

の金融引締め

期には利

回 イ

ŋ

^格差が

昭

和 ラ 表 行

ンスをとって決定されている点である。

預金

金利 表は

短期 年物

金 金

利 融

0)

比較

でもあ

る。

図

0)

図

五.

商

品

(長期金利)

と銀

で明らかな点は、

長短金利が常に一

定の

バ

を上回ることはない。

長短金利が一

定の

ラ

ブを描くことになり、

短期金利が

長期金

利 力

こそ普通銀行と長信銀 わらず、 安定的に資金を調達することが は、 金 融 0 繁閑 ľ 可 か 能 か

なる。

一定のバランスが維持されているから

ところが、 昭 和 五〇年代末から国債をはじめとする長期金利 が自由化され、 次い で、 預金金利が自由 出化され る

預金金利は

臨時金利調整法によって人為的に決定され

7

登場してくる。

図表4に

と金利バランスを維持することが不可能になってくる。

外圧によって臨金法の適用を受けない自由金利の定期預金が昭和六〇年以降、

大口預金の自由化が完了してから小口の預金金利自由化が始まること、

であった。

よって預金金利自由化の推移をみると、

いたが、

(7)

長短金融分離の原則を維持することが可能と

スを維持して人為的に決定されるからこそ、

図表 4 預金金利の自由化(最低預入金額と預入期間)

		定	期性	預 金	
	大口 (1.0	00万円以上)	/91  11	小口(1,000万円未満)	VIST 12 1
		MMC (市場金利	± 1 A 70 ± 00		流動性預金
	自由金利定期	連動型預金)	自由金利定期	MMC(市場金利連動型定期預金)	
1985年		3月 導入			
		5,000万円			
	10月 導入	(1カ月~6カ月)			
	10億円	↓			
	(3ヵ月~2年)				
86年	4月 5億円	4月			
	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	(1ヵ月~1年)			
07/t:	9月 3億円	9月 3,000万円			
87年	4月 1億円 10月	4月 2,000万円 (1ヵ月~2年)			
	17.	10月 1,000万円			
88年	4月 5,000万円	10/1 1,000/11]			
001	11月 3,000万円				
89年	4月 2,000万円			6月 導入	
	ļ ,			300万円(3、6ヵ月)	
	10月	自由金利定期に事		1、2、3年	
	1,000万円	実上吸収 (廃止)		*3ヵ月、2年、3年物については10月より取	
				扱開始	
				*CD金利および国債表面利率に連動	
				11月	
				金利フロアルール導入	
				*同期間の規制定期利率+0.15%を金利フロアと	
00.5				する	
90年				4月 100万円 11月	
				117   自由化後の小口定期の姿に近いものに改組	
				*金額階層別大口定期預金金利連動化	
				*預入期間彈力化	
				(3ヵ月~3年)	
91年	11月		11月 300万円	4月 50万円	
'	(1ヵ月~3年)		(3ヵ月~3年)		
92年				6月 最低預入金額撤廃	6月 貯蓄預金導入
					40万円、20万円
					*大口定期預金金利連動
L					(MMC型)
93年			6月	A L A STOLL WITH A STOLE LATE AND	10月
				自由金利定期に事実上吸収	貯蓄預金の商品性の自由化措
			(1ヵ月~3年)	(廃止)	置(スイングサービスの付与、
			10月 - 期間 2 年までのが	<b>下卦人刊码人</b>	最低預入残高引き下げ〈40万
			期間3年までの別期間1年までの日	受動 重利 頂金 司定金利預金(中長期預金)の導入	円型→30万円、20万円型→10 万円〉)
94年			初回4平までのE		10月 完全自由化
24-7-			'''	頁金の預入期間を拡大 (3~5年)	(除く当座預金金利)
/ III #G\	口の間でによった	      国の全融制度   3			

(出所) 日銀『新版わが国の金融制度』平成9年 44頁

なる。 化は 最低 由 化すれば、 預入金額は徐々に引き下げられていること、 長短金融分離の 九 九四 年 長短金利のバランスを人為的に維持することは不 (平成六年) に完了したことがわ 原則が撤廃されたのは、 まず、 か る 長短金利 預金 金 可 0 利 バ

達期 ある。 時点で長短金融分離 間 0 調達することが出来るのは長信銀に限定され、 は普通銀行の この撤廃によって長短金融分離の原 を見る必要がある。 ンスが崩壊したからであった。 たのである。 は 第二に、 預 簡 長期物で資金を調達することを禁止されてい (金金利の の 預金の 制 限に焦点をあててその推移をみると、 資金調達期間 自由化は金利 通銀行の資金調達期 普通銀行が五年物 自 由化が完了する一 図 の 原則は、 表4と図表5は多くの点で重複してい 0 0 自 制 法の定めの上で、 由化 限が の金融商品を開発することができる 間 が則は、 九 と調達期間 撤廃される時点を整理したも の 九 制 四 限 年一 事実上、 (が撤廃されたことである。 0 普通 0) 普通銀行は長らくの 自由 自 た。 月からである。 預金金利の完全自由 崩壊した。 由化されたのであ 銀行は禁止され 五. 化 年物で資金を の二つ るが 図表 5 0) 能に 側 !を自 0) 調 ラ 面

普通銀行の資金調達期間の制限と撤廃 図表 5

変更時点	預金受入期間の制限
1971年1月まで	定期預金の最長期間 1年(昭和46年1月まで預入期間は
	1年以内)
1971年~1973年12月	定期預金の最長期間 1年6ヶ月に延長(昭和46年1月か
13/14 - 19/3412)]	ら昭和48年12月まで)
1074年1日 1001年日	定期預金の最長期間 2年に延長(昭和49年1月から昭和
1974年1月~1981年5月	59年6月まで)
1001年6日	期日指定定期預金 期間最長 3年(昭和56年6月から5
1981年 6 月	年10月まで)
1993年10月	期間4年中長期預金の受け入れ認可(平成5年10月)
1004年10日	期間5年の中長期預金受け入れ可能(預入期間の制限撤廃)
1994年10月	この時点で長短金融の垣根は実質的に撤廃(平成6年)
1999年10月	銀行の社債発行解禁(平成11年10月1日より解禁)

(注) 日銀『新版わが国の金融制度』17、18頁等より作成

る。 る。

長短金融分離の

原則を検討する場合、

資金運用と資金調達を区別

そして、

九九

九年一

〇月、

銀

行の社

!債発行が解禁され

たの

であ

行う。 けでなく は資金調達の分野である。普通銀行は短期の金融商品で資金調達を行い、 長短金融分離の規制は、 「転がし」によって長期貸付も行っているのであり、 資金運用においては、 資金運用の規制ではなく資金調達の規制である点に特段の注意を払うべきであろ 普通銀行も長信銀も資金の運用に制限はない。 資金運用においては長短金融 長信銀は金融債によって資金の 普通銀行は短期の貸付だ の分離は ない。 調達を 間 題

う。

則を空洞化させたのである。法律上の扱いは、こうした現実の追認とも考えることができよう。 る ションは資金調達の期間を自在に調節することが可能であり、こうしたスワップ取引が資金利鞘の七割近くを占 融債の発行と同じであること、 する優れた先行研究である。 増したことを明らかにし、 ように空洞化させたか、 離原則が撤廃される以前から、 スワップが行われ、この取引は一九八○年代末から一九九○年代始めに急増している。法律によって長短金 金利スワップが金融市場の構造にどのような影響を与えたか、また、金利スワップが長短金融分離の規制をどの と鋭く指摘している。 金利スワップによって長短金融分離の規制は空洞化されていたことである。 スワップ取引がリスクヘッジといった限界的なものを遥かに超えて業態区分を空洞化させ 伊豆久「金利スワップと都長銀」(『証研レポート』一九九六年七月号)はこの分野に関 デリバティブ取引はリスク管理だけでなく金融市場の構造も変え、 都銀の金利スワップ 伊豆論文は実証研究によって八○年代末から都銀・長信銀ともに金利スワップが急 長信銀の金利スワップ 金利スワップによって長短金融分離の規制は、 (ペイ:固定金利支払い・変動金利受け取り) (レシーブ:固定金利受け取り・変動金利支払い)のポジ 事実上、 空洞化していたのである。 都銀と長信銀 のポジショ 長短金融分離の原 の間で金利 ンは金

### 4 長プラの形骸化と五年物国債の発行

か。

長短金融分離原則の撤廃と長信銀の消滅は、 日本の金融市場にどのような影響を与えることになったのだろう

みずほ銀行 あっては貸出上限金利として、規制金利体系を構成していた。ところが、 金融機関の貸出金利は長プラの連動を廃止し、国債金利に連動することになった。 みずほ銀行の社債に移行した。長プラの形骸化が一段と進んだのである。そして、 は形骸化していく。一九九九年、普通銀行の社債発行解禁と共に五年物金融債に係る特段の重要性が後退した。 ○・九%上乗せして決定されてきた。長プラは民間金融機関の貸出最優遇金利として、また、 まず、長期プライムレートの形骸化である。長期プライムレートは昭和四六年以降、 (旧日本興業銀行) の法人向け金融債発行停止と共に長プラの算出方法が変更され、長プラの基準は 金融債の比重後退と共に次第に長プラ 長プラの形骸化と共に政府系 金融債の応募者利回りに 政府系金融機関に

証券業協会に吸収される以前には、 社債の発行額の規模と発行額の推移に関する数値を追い求めることが極めて困難である。公社債引受協会が日本 長信銀は金融債の発行を停止し、 一九九九年以降、 第二に、長短金融分離原則の廃止によって一九九九年から普通銀行の社債発行が開始したことである。また、 毎年、 増加を続けている。しかし、残念なことに発行業態別の統計が欠如しているため、 金融債の代わりに銀行社債の発行を開始したことである。 業態別の社債発行額が公表されていた。近年、こうした基礎的統計が公表さ 銀行社債の発行額は

めて発行されたのは昭和五二年(一九七七)であった。昭和五〇年度から大量国債の発行が開始され、政府は国 五年物国債の発行が可能となり、 かつ、五年物国債の種類が多様化したことである。五年物国 宣債が始

基礎的研究が次第に困難となり嘆かわしいことである。

年物 行額 債 った。 九九 曲は 年物国債の発行額拡大と種類の多様化が可能になったのである。 開始されることになったのである。 る。 減少した。この時点から五年物国債の発行額が増大し、 というものであった。その結果、 五年物割引国債の発行額も増加するようになった。二〇〇一年には四年物国債と六 可能になった。そして、 反対によって計画から一年以上も発行することが不可能であった。 0 日 5 市中 国 、四年に長短金融分離の原則が撤廃され、 五年物国債は五年物利付金融債と競合する、 本の金融制度は、 図表6でみるように、二〇〇〇年から五年利付国債の発行が開始され、 『は年間三○○○億円以内という条件付であった。ところが、 |債は 金利自由 業態規制 消化を拡大するため五年物国債の発行を計画した。ところが、 五年債に統合され、二〇〇六年からは五年物新型個 「化が完了しても業態規制は継続していた。そこには、 の撤 廃と金融機関 長らくの間、 図表2でみたように利付金融債の発行額も二〇〇〇年 五年物国債の発行は割引債に限定され、 長短金融分離 の同 金利規制と行政指導による業態規制が特徴であ 質化 一九九九年から普通銀行の社債発行 五年債の発行は長信銀 0 原 削 五年物国債の多様化が始 が撤廃され 人向け 前述したように 長信 業態の既得権 その 国 長信 [債 銀 0 かつ、 の既得権が 結 0) 0 同 発行 反対 果、 銀 時 から 0 Ŧi. が が 益 理 猛

益があり業態規制の撤廃は政治経済学の問題に転化していたからである。ところが

#### 図表6 5年物国債の発行開始時点

	四次の「中間国際のが同時のが、
	・5年物割引国債発行開始(1月)
昭和52(1977)	・発行額は年間3,000億円以内に制限され、かつ、5年物利付国債の発
	行は行わないことが約束される。
平成 6 (1994)	普通銀行による期間5年の中長期預金受入が可能(10月)
	・5年物利付国債発行開始 (2月)
12 (2000)	・5年物割引国債の発行額増加(1999年度2,428億円、2000年度5,928
	億円、2001年度6,673億円)
13 (2001)	中期債の5年債への統一:4年債・6年債の発行取止め(4月)
18 (2006)	5年物新型個人向け国債:固定金利型(1月)

なっている。 (14) 開始する予定である。 近年、 は、 月には信託業法が改正され、 が統合され ことになり、 も参入可能となり、二〇〇六年中には金融商品取引法 銀行代理業務が認められた。そこで、野村證券はこの四月三日 能となった。二〇〇六年四月、 会社として設立されるようになった。 ところが、 行政指導によって信託業務を兼業することが禁止されていた。 幅広い金融商品についての包括的・横断的な制度の整備を図る る投資サービス法) 金融庁へ銀行代理店業務を申請し七月より預金取り扱い の業態規制については、 信託業務の参入障壁も撤廃された。長らくの間、 図表7でみるように、二○○四年には銀行の証券仲介業務 この業態規制は急速に撤廃されている。まず、 「証券取引法」という名称の法律も無くなることに 業態法も改正され、証券取引法と金融先物取引法 九八五 が成立の予定である。 年以降、 他方、 今年度から証券界は銀行業務に参入可 信託銀行以外でも信託業務に参入 金融機関の証券業務参入に 外銀信託」 改正銀行法が成立し一般企業に そして、 が外国銀行の信託子 金融商品取引法 二〇〇四年一二 普通銀行は 銀証 ( ) うい 業務を 一では 分離 わ

#### 図表7 金融機関の証券業務の開始

	・証券取引法で原則として金融機関の証券業務を禁止
昭和23(1948)	・例外で承認:公共債に関する業務、顧客から文書で依頼を受けた取
	引等
41 (1966)	・赤字国債の発行開始で金融機関等初の引受シ団結成(1月)
53 (1983)	・金融機関の窓口における国債販売開始(4月)
59 (1984)	・金融機関の公共債ディーリング開始(6月)
60 (1985)	・金融機関の債券先物取引特別参加(10月)
平成 6 (1993)	・金融機関の証券子会社設立開始:業務制限あり(7月)
	・金融機関の証券子会社にエクイティ物の流通業務及び株価指数先物
9 (1997)	取引等を解禁(10月)
	・金融機関の窓口における投資信託の間貸し販売開始(12月)
10(1998)	・金融機関の窓口における投資信託直接販売開始(12月)
	・金融機関の店頭デリバティブ取り扱い開始
11 (1999)	・金融機関の証券子会社の業務制限を完全撤廃(10月)
16 (2004)	・銀行の証券仲介業務参入(12月)
18 (2006)	・投資サービス法の成立と証券取引法の廃止(予定)

(注)『現代日本の証券市場 (2006年版)』日本証券経済研究所 25頁等より

可能となったのである。

たのである。従来の金融縦割り行政は過去のものとなりつつある。日本の金融機関は、今日、同質化へ向かって は大きく塗り替えられることになったのである。日本の金融システムの大きな特徴であった業態規制は撤廃され 長短金融分離原則の廃止については、これまで詳述してきた。長期信用銀行が消滅して日本の金融 制度の地図

注

大きく歩み進めたのではなかろうか。

- 1 日経金融新聞 二〇〇六年一月二三日 日経新聞二○○六年一月二一日
- (2) 日経新聞 二〇〇二年八月九日
- 3 行停止のお知らせ」http://www.mizuhobank.co.jp/info/kiinyusai\_teishi.html 日経新聞 一一〇〇六年一月一二日、二〇〇五年一一月二四日、二〇〇五年九月一五日 みずほ銀行「金融債の新規発
- (4) 日経新聞 二〇〇四年八月二八日
- (5) 日経新聞 二〇〇二年八月九日
- (6) 日経新聞 二〇〇二年八月二五日
- (7) 日経新聞 二〇〇四年九月四日
- (8) 日経新聞 二〇〇五年一〇月一九日参照
- 9 伊豆 「金利スワップと都長銀」『証研レポート』一五三六号 一九九六年七月号参照
- 10 金利スワップが長短金融分離の原則を空洞化する取引手法であるなら、この原則を守る旧大蔵省は、この取引に対し

長らくの間、大蔵省の許認可が必要であった。金利スワップの場合、この取引が仲介業務として行われるのであれば、 て如何なる対応をしたのか、大蔵省の許認可事項ではなかったのか、という疑問が生じてくる。金融商品の開発は、

当然、大蔵省の許認可事項となったであろう。そして、許認可事項であれば、当時においては、戦後金融行政の根幹 を形成していた業態規制を空文化する取引は認可しなかったであろう。だが、金利スワップは都銀と長信銀の相対取

引である。当事者間の相対取引であれば、そこに介入の余地は無い。大蔵省が金利スワップを禁止することは出来な かったのである。

- (11) 日経新聞 二〇〇五年九月一五日
- (12) 日経新聞 二〇〇五年一二月二〇日

13

朝日新聞速報ニュース 二〇〇六年三月三一日

14 法律案の概要」、「証券取引法等の一部を改正する法律案要綱\_ 「証券取引法等の一部を改正する法律案」 (投資家保護のための横断的法制の整備)、「証券取引法等の一部を改正する

http://www.fsa.go.jp/common/diet/164/02/youkou.pdf

(なかじま まさたか・客員研究員)